

公共施設再編方針の見直し

(第1回魚津市行財政改革推進委員会資料)

令和5年11月28日(火)
魚津市新庁舎整備検討委員会

⑩本庁舎・第1分庁舎・第2分庁舎・⑪健康センター

令和5年10月4日
第1回魚津市行財政改革推進委員会
資料を一部加工

■ 現在の方針

<再編方針>本庁舎・第1分庁舎・第2分庁舎

目標年度：中期（R11）

- 既存庁舎の耐震化は行わずに、令和11年度までに整備を行う。
- 第1、第2分庁舎は、市民の利便性向上、施設管理等の効率化を図るため本庁舎の整備に合わせて本庁舎へ移転統合する。
- 他の公共施設についても、機能集約や施設スペースの供用が可能なものは、本庁舎へ集約する。
- 施設整備にあたっては、民間活力の活用や民間施設の複合化も検討する。
- 整備場所については、現在地を基本とする。
- 統合後の第1、第2分庁舎跡地については、民間への譲渡も含め、利活用方法を幅広く検討する。

<再編方針>健康センター

目標年度：中期（R11）

- 市民の利便性向上、施設管理等の効率化を図るため本庁舎の整備に合わせて本庁舎へ移転統合する。
- 跡地については、民間への譲渡も含め、利活用方法を幅広く検討する。

■ 進捗状況

- ・ 令和4年度 魚津市新庁舎整備検討委員会
検討報告書に基づき、基本理念、基本方針
及び整備場所を決定
(令和9年度 着工、令和11年度 供用開始 予定)

■ 課題

- ・ 各施設を本庁舎へ移転統合する場合、新たに整備する庁舎の規模が大きくなり、整備費用が増加する。
- ※新庁舎の整備については魚津市新庁舎整備検討委員会で議論

■ 見直し案

<再編方針>本庁舎・第1分庁舎・第2分庁舎

目標年度：令和11年度

- 既存庁舎の耐震化は行わずに、令和11年度までに新たな本庁舎を整備する。
- 第1・第2分庁舎は、市民の利便性向上や施設管理等の効率化を図るため、本庁舎の整備に合わせて本庁舎への移転統合を検討する。
- 他の公共施設についても、機能集約や施設スペースの共用が可能なものは、本庁舎へ集約する。
- 施設整備に当たっては、民間活力の活用や民間施設等の複合化も検討する。
- 整備場所については、現庁舎及び市役所前公園敷地とする。
- 第1・第2分庁舎を本庁舎へ移転統合した場合、跡地の利活用については、民間への譲渡も含め、幅広く検討する。

<再編方針>健康センター

目標年度：令和11年度

- 市民の利便性向上や施設管理等の効率化を図るため、本庁舎の整備に合わせて本庁舎への移転統合を検討する。
- 本庁舎へ移転統合した場合、跡地の利活用については、民間への譲渡も含め、幅広く検討する。